

水道環境課からのお知らせ

ルールを守ってごみ出しをしましょう!!

最近、「ごみ出しのマナーが悪く困っている」という苦情が寄せられています。

ごみは、私たちの毎日の生活から必ず出てくるものです。だからこそ、決められたルールに基づいて適正に仕分けて必ず決められた集積所に出しましょう。「自分の家から無くなればいいから何でもかんでも詰め込んで出してしまえ」と、一部の心ない人の行為が多くのおみなさんには迷惑となります。

「このゴミの出し方がわからないわ」といった場合など気軽に水道環境課までお問い合わせください。

1. 収集日・時間を守りましょう!



- ごみは種類ごとの収集日に出してください。
- ごみは収集日当日の午前8時までに出してください。
- ごみ袋には、必ず自治会・氏名を書いてください。

2. 分別ルールを守りましょう!



- ごみは種類ごとに正しく分別してください。
- ごみの種類ごとに指定ごみ袋に入れて出してください。
- 資源ごみを出す時は、きれいに洗ったものを出しましょう。

ご注意ください

※ルールを守られていないごみ袋は回収できません。回収できない理由を書いたシールが貼られます。みなさまのご協力をよろしくお願いします。

3. 家電リサイクル対象品目はごみ集積所には出せません。

冷蔵庫（冷凍庫）・エアコン・テレビ（液晶・プラズマ・ブラウン管）・洗濯機（衣類乾燥機）は、集積所には出せません。また、不要品回収業者には渡さないでください。こうした業者の多くは違法（無許可営業）です。回収した家電から価値のある部分だけを取り出して、残りは不法投棄するなど適正に処理していません。次の方法で出してください。

- 以前その商品を購入したお店に引き取ってもらう。
- 買い換えの場合は新しく購入するお店で引き取ってもらう。
- 町が指定する一般廃棄物処理業者（株）橋本に個別収集を依頼する。

※引き渡す際に、リサイクルするための費用（家電メーカーがリサイクルする料金と家電小売店が収集運搬する料金の合計額）の支払いが必要となります。

4. 処理困難物はごみ集積所には出せません。

- 農薬や薬品とその容器、バッテリー、その他の有害物等、危険性を有するもの。
- ガスボンベ、ドラム缶、大量の塗料・廃油等、引火性を有するもの。
- 治療に使用した薬品容器・注射器・注射針等、感染性を有するもの。
- その他自動車タイヤ・ホイール・チェーン、鉄アレイ、耐火金庫、農業用機械、風呂桶、風呂釜等、著しく悪臭を発生させるもの。

みなさまのご協力をよろしくお願いします。

□お問い合わせ先 役場1階 水道環境課 環境衛生係 ☎ 43-2111（内線2126）まで